

平成28年3月4日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年3月4日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
代表監査委員	竹森 久義
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただき誠にありがとうございます。

ただ今より、平成28年第1回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

今日から平成28年度の様々な施策、また予算審議などをいただきまして、28年度の行政運営をいたしていきたく思っておりますので、この3月議会でぜひ色々な皆様方の忌憚のないご意見ご要望をお願いしたいと思っております。

よろしくお願い致します。

議長（志村 忠昭）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成28年第1回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番塩野拓二君、13番門瀧雄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長（庄野 克宏）

会期は、本日3月4日金曜日から3月17日木曜日の議案審議までの期間とします。

後は議長の方からお諮りください。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より3月17日までの14日間とし、日程については、3月4日金曜日提案説明、5日土曜日から7日月曜日休会、8日火曜日から9日水曜日一般質問、10日木曜日総務教育常任委員会、11日金曜日から13日日曜日休会、14日月曜日総務教育常任委員会、及び建設産業民生常任委員会、15日火曜日から16日水曜日休会、17日木曜日を議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月17日までの14日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配付いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告を致します。

次に、監査委員より、現金出納検査執行状況報告、及び平成27年度定期監査結果報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、平成28年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。

町長（丸尾 幸雄）

本日、ここに平成28年第1回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策並びに平成28年度予算の概要についてご説明し、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この度、平成28年度を初年度とした、これから8年間の本町の指標となる、第6次多度津町総合計画を策定いたしました。

まちづくりの基本理念として「町民とともに歩みともに作る参画・協働のまちづくり」、目指す将来像は「ひと・くらし・歴史が共生するまちたどつ」、3つの基本政策として「生活者視点のくらしやすいまちづくり」「安心・安全で美しいまちづくり」「活気にあふれた魅力的なまちづくり」を掲げ、今後、予想される人口減少、超高齢化など地方が直面する課題の解決に向け、町民が幸せに満ちた生活を送ることが出来るよう最善を尽くしてまいります。

政府は、平成28年度の我が国経済は、「緊急対策」など、「平成28年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復を見込んでおります。

地方財政計画では、地方税は前年度比3.2%増の、38兆7,022億円、地方交付税は前年度比0.3%減の、16兆7,003億円、臨時財政対策債は前年度比16.3%

減の、3兆7,880億円を見込んでおります。

このような背景のもと、本町の予算編成に当たっては、第6次多度津町総合計画のスタートにあたりまして、厳しい財政事情のなかにあっても、計画に掲げております子育て支援や移住定住対策をはじめとした事業を展開するための予算を計上するとともに、引き続き町民生活に必要な行政サービスの経費についても、確実に予算化したところであります。

本年度の一般会計予算総額は93億7千万円とし、前年度比較で8.1%の増額としております。

また、特別会計全体では、前年度比1.6%減の約67億700万円、全会計合計では、前年度比3.8%増の約160億7,700万円となっております。

次に、重点施策について申し上げます。

1点目は、子育て支援の充実であります。

本町では、これまでも子育て支援につきましては各種施策を推進してきましたが、今後は、「第6次多度津町総合計画」「たどつの輝き創生 総合戦略」を基本として取り組んでまいります。

2点目は、J R 多度津駅周辺の活性化であります。

多度津駅では毎日4,000人を超える乗降客があるなか、今後長期にわたる計画となりますが、本年度を初年度として、活性化構想策定に取り組んでまいります。

3点目は、近い将来発生が予想される南海トラフ大地震に対応するため、J R 多度津駅南北を繋ぐ、緊急避難路として跨線橋の架け替え工事に着手し、平成29年度を目標に完成を目指します。

また、整備しました防災行政無線の活用、自主防災組織設立の推進、白方小学校普通教室棟の改築等、安全で安心なまちづくりを目指してまいります。

4点目は、観光行政の推進であります。

本年は「瀬戸内国際芸術祭2016」が開催されます。

本町として全力で成功に向け取り組むとともに、高見島を観光資源として、また、農産物などの6次産業化の推進を図るとともに、特産物を町外へ発信してまいります。

5点目は、移住定住対策の推進であります。

予想される人口減少に対応するため、新たな各種施策を推進してまいります。

それでは、主要施策について第6次多度津町総合計画に掲げます基本政策に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の1点目は、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」であります。

まず、健やかに暮らせる環境づくりであります。平成27年度に策定した

「第2次健康増進計画・第2次食育推進計画」を基に、町民一人ひとりが健康意識を高め、生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、自らが幼少期より自分に合った健康づくりに取り組んでいけるよう、町が一体となった健康づくりを推進してまいります。

健康管理意識の高揚と自発的な健康づくりの促進につきましては、病態別に健康に関する情報を広く町民に情報提供し、普及啓発に努めます。

また、健康づくり推進団体の協力のもと、健康フェスタをはじめ、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、こころの健康などの健康課題や、住民のニーズに即した健康づくり事業を実施いたしてまいります。

健康増進事業の充実につきましては、昨年同様、がん検診自己負担金の半額と節目年齢の方の無料化の継続や人間ドックの実施機関を増やし、住民皆様に受診しやすい体制を整えてまいります。

特に若年層の受診率の向上に努めます。

母子保健事業につきましては、核家族化が進み、孤立した妊娠や子育ての中で、育児不安が増大し、内容も複雑多様化しています。

医師や助産師、医療関係機関との連携を密にし、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を強化してまいります。

また、3歳児健診では新たに視能訓練士を加え、5歳児健診はさらに内容を充実させ、多様化する育児ニーズに対応できる体制を整えてまいります。

福祉医療につきましては、これまで医療費の無料化は「償還払い」となっていたものを、本年8月診療分からは「現物給付」へと制度を充実させてまいります。

これにより、中学生以下のお子さんと併せて、ひとり親家庭のお子さんに対する子育て支援へとつながるだけでなく、重度の障害を持つ方々に対する障害者支援にもつながっていくことを目的として、「福祉医療制度」の適正かつ有効な活用による効果が大きく期待されるところであります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の維持運営につきましては、香川県との連携を密にしながら派遣医師の継続的確保と医療機器及び医薬材料の適正な維持管理に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、生活習慣病の重症化予防対策の一環としての特定検診の受診率の向上を目指し、その検診結果データを保健センターが実施する特定保健指導に効果的に生かせるよう連携してまいります。

国民健康保険制度の安定化につきましては、平成30年度に実施される国民健康保険の広域化に向けた全県的協議がよいよ本格的に始まったところですが、それまでは現行どおり町が保険者として健全な国保の財政運営を行っていかねばなりません。

そのために今まで同様、レセプトの厳重な事前点検による過誤の未然防止及び医療費通知の送付による適正な受診の促進、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ送付による調剤報酬の圧縮等を着実に実施することで医療費全体の削減を目指してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、対象者の増加とともに一人当たりの医療費も増加し、厳しい財政運営が懸念されますが、継続的に香川県後期高齢者医療広域連合や香川県・県内他市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

国民年金の充実につきましては、広報・啓発活動の推進や年金相談の充実をさらに図るとともに、日本年金機構との連携のもと、未加入者の加入促進を図ることで無年金者の解消に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、公民館・図書館・資料館・体育館などと連携強化を図るとともに、住民のニーズを調査把握し、誰もが安心して快適に学習ができるよう環境の改善に努めます。

また、「生涯学習推進計画」「子ども読書活動推進計画」の見直しを図り、誰もが充実した学習ができる環境づくりに努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、「町民あるけあるけ大会」「健康ウォーク」「チャレンジデー」等を通じて、健康維持や増進のきっかけづくりに努めるとともに、体育館やさくらプールで開催している各種教室、スポーツ少年団や体育協会の活動を広く紹介し、機会の創出に努めます。

さらには、子どもたちがトップアスリートを夢み、打ち込み継続できるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

次に、子育てをしやすい環境づくりであります。子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち「多度津町」を基本理念とし、子どもの健やかな成長を応援すると共に保護者の楽しい子育てを応援し、子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりに取り組んでまいります。

保育環境整備の一環として保育士確保のための補助制度等の検討をしてまいります。

また、保育料につきましては、今後も適切な負担割合の維持を図るとともに、第3子以降の3歳までの保育料は、全額免除し、4・5歳児については、所得に応じ全額または半額免除等の支援制度を実施してまいります。

小学校就学児童のいる世帯への就労支援のため、本年4月より、児童館の閉館時間を30分延長し、午後6時15分までといたします。

また、放課後児童クラブ利用対象を全学年に拡充できるよう受入スペースや支援員等の確保に努め、放課後児童対策の充実を図ってまいります。

次に、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりであります。生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりのため、老人クラブ・民生委員・社会福祉協議会等と協力連携を図ってまいります。

障害者福祉の充実につきましては、障害者の個々のニーズに合ったきめ細やかなサービスを提供するとともに、各種手続き等の対応では、常に合理的配慮を持ち、住民サービスに努めてまいります。

本町の高齢化率は、30%を超え、ひとり暮らし高齢者・認知症高齢者の方が年々増加している中、公的なサービスでは十分な対応ができない現状にあります。

これからは、町民が主体となり、町民同士の助け合いや支え合いの絆を強化し、一人ひとりが安心して過ごせる笑顔あふれる「支え合いの町づくり」に取り組んでまいります。

高齢者に外出の機会を増やしていただくための「高齢者福祉タクシー事業」につきましては、本年4月より1回の乗車で使用できる枚数の制限をなくし、利用しやすいように改善いたします。

高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」の機能を強化し、「新しい総合事業」の推進に取り組んでまいります。

また、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう「地域包括ケアシステム」の実現のため、医療機関等と連携を図り、介護と医療の一体的なサービスが提供できることを目指し、ボランティア・NPO法人・自治会・民生委員・社会福祉協議会・シルバー人材センター・各種団体等と協力し、高齢者の在宅生活を支える体制づくりを行ってまいります。

次に、環境に配慮した循環型社会の形成であります。環境施策につきましては、多度津町環境基本計画に基づき「生活環境」「廃棄物」「自然環境」「快適環境」「地球環境」「環境教育及び環境保全活動」の6項目に分類し、基本目標達成のため総合的かつ計画的に様々な施策を推進してまいります。

中でも大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、豊かさや快適さをもたらした一方で、様々な環境問題が生じており、将来にわたって社会活動を続けていくことが困難であることが明らかになってきていることから、循環型社会の形成を目指して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を行う3R運動を推進してまいります。

また、生ごみ処理容器購入助成金などの補助制度の拡充も検討し、更なるごみの減量化を図ってまいります。

野良犬や野良猫の対策につきましては、平成27年度より犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用の助成を行うとともに、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、新たな対策として野良猫を地域住民の認



知と合意の上、地域で共同管理する地域猫活動を行う団体を募集し、助成を行うことにより、人と動物との調和のとれた共生社会を目指してまいります。

墓地・火葬場の整備検討につきましては、「町営墓地」は清掃委託により、また「地域墓地」は地域墓地管理組合への委託により、「町営・地域」両墓地の適正な維持管理に努めてまいります。

なお、火葬場についても長期修繕計画に基づき定期的な主要設備・機器等の点検を継続していくことにより、施設全体の適正な維持管理に努めてまいります。

基本政策の2点目は、「安心・安全で美しいまちづくり」であります。

まず、水を大切にするまちづくりであります。安全で安心な水の供給を継続的に行っていくために、今後も耐震化を含めた老朽化施設の整備を、平成30年度を目標年次として策定した「多度津町水道ビジョン」との整合性を図りながら、計画的に事業を行ってまいります。

また、限りある水資源の有効活用を行うために、イベント及び町広報等を活用した節水啓発活動を継続する中で、漏水調査や修繕を行うことによる有収率の向上を図り、水道事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、自然と調和した生活環境づくりであります。公園及び緑地や水辺は、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担っていることから、市街地の空き家対策と併せて、災害時の避難場所など防災機能を有した多様な利用が可能な公園整備を検討していくとともに、住民ボランティアと一体となり、適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、施設を適切に維持管理していくため、順次老朽化施設の長寿命化計画の策定を検討し、計画的に施設の延命化や改築、更新工事を進めます。

また、下水道事業経営の安定化を考慮し、下水道使用料の見直しを適宜検討するとともに、経営の透明性を確保するため、地方公営企業法の適用を検討してまいります。

雨水処理につきましては、水防法及び下水道法の見直しに伴い、より充実した雨水対策が求められていることから、雨水幹線の整備を行ってまいります。

また、下水道供用開始区域における水洗化を促進し、下水道供用開始区域外における合併浄化槽の設置補助の充実、単独浄化槽やくみとり便所から合併浄化槽への転換を促進するための、周知啓発等により、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境保全に努めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、「第3次多度津町地球温暖化対策実行計画」

に基づき、関連35施設における電気や化石燃料などの削減の取り組みを継続し、削減目標である温室効果ガスの2.4%削減を目指してまいります。

また、住宅用太陽光発電システムの設置補助制度や夏期の緑のカーテン事業を推進し、地域における地球温暖化対策を講じてまいります。

さらには「香川県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づく電気自動車充電設備の設置についても国の補助制度の活用を念頭に検討してまいります。

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。近年の異常気象により、大型台風の発生や局地的な豪雨による土砂災害をはじめ、広範囲にわたる浸水を伴う水害など自然災害の大規模化が進む中、今後30年以内に発生する確率の高い南海トラフ巨大地震に備えるため、過去の災害を教訓にしながら、

「自助・共助・公助」を防災の基本理念として、地域防災の要となる消防団の充実強化と自主防災組織の設立推進を図るとともに、官民が一体となった総合的な地域防災力を高めるため、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結する等「災害に強いまち」を目指してまいります。また、整備が整いました防災行政無線につきましては、災害時に住民への情報伝達手段として大いに期待される所であり、有効に活用できるよう取り組んでまいります。

昨年4月に新築移転しました消防新庁舎におきましては、自治会や各種団体に対して救命率を上げるための救命講習会を開催するなど応急手当ての普及を図るとともに、施設を活用した訓練を継続的に実施し、消防職員並びに消防団員のさらなる資質向上に努めます。

また、丸亀市・善通寺市・多度津町の2市1町で「デジタル消防・救急無線設備」を共同整備し、運用を平成26年4月から開始し、隣接する消防本部と相互に緊密な連携がとれる体制が構築できましたので、火災をはじめとする各種災害の被害軽減にも努めます。さらに、消防車両や資機材の計画的な更新と水利計画に基づく防火水槽などの消防水利の強化を図りながら、火災による死傷者を減らすため、婦人防火クラブとも協調して「住宅用火災警報器」の普及を促進することと併せて訓練指導や講習会を通じて町民の防火意識の高揚を図ってまいります。

一方、急速な高齢化の進展を背景に増加傾向が続く救急業務につきましては、救命率を向上させるための薬剤投与や気管挿管が可能な認定救命士を育成するとともに、資格を取得後も関係機関が定める講習や研修を履修することで救急救命士の資質向上と処置範囲拡大などにも対応しながら、高度な救急体制を維持してまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者ドライバーによる交通事故を未然に防ぐことを目的に、「多度津町高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施い

たします。また、関係機関や団体等と密接な連携を図りつつ、町民の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めてまいります。

次に、快適な都市空間の形成であります。土地利用の現状把握、分析を行い将来のまちのあり方を検討する中で、多度津町都市計画マスタープランの更新を図ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備につきましては、震災対策を見据え、浜街道の早期完成へ向けた働きかけをしてまいります。

また都市計画道路である一般県道部分の整備促進や多度津町都市計画道路についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進展等により管理されない空き家が増加していることから、空き家対策を含む居住環境の整備改善を推進する必要があります。

また、町内の危険な空き家関係の通報は、現在年間20件程度あり、増加傾向となっているため、昨年12月より、多度津町老朽危険空き家除却補助事業によって、空き家除却を進めております。本年度につきましても補助事業を継続し、居住環境の整備改善を進めてまいります。

離島振興につきましては、本年2月に定期船の更新を実施し、「新なぎさ2」と名づけられた新造船によって、引き続き安全・安心な航路の確保維持に取り組んでまいります。離島救急患者搬送費補助並びに島しょ部航路運賃助成につきましては、事業を継続する中で、島民及び航路事業者の負担軽減となるよう制度の見直しを検討してまいります。

基本政策の3点目は、「活気にあふれた魅力的なまちづくり」であります。

まず、産業の振興・経済の活性化であります。新たな「食料・農業・農村基本計画」が昨年3月に国において閣議決定され、香川県においても、農業の持続的な発展と笑顔で暮らせる農村の実現を基本目標とする新たな「香川県農業・農村基本計画」が本年度中に策定されます。本町におきましては、国や香川県の計画等を踏まえ、本町農業が持続的に発展できるよう様々な施策に取り組んでまいります。

まず、農業生産基盤の整備につきましては、農振農用地外の施設整備に係る町単独の補助制度も導入したところであり、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めてまいります。

イノシシ等の有害鳥獣による被害防止につきましては、積極的に侵入防止柵の設置助成を推進するとともに、丸亀地区猟友会等の協力を得ながら、捕獲頭数の拡大に努めます。また、香川県に要望しています白方地区や佐柳地区での指定管理鳥獣捕獲推進事業の実施等、効果的な対策を講じてまいります。

多様な担い手の育成・確保につきましては、施設整備や機械導入等に係る補助制度の利活用を図る等、農業法人や認定農業者、新規就農者への支援を引き続き実施するとともに、法人化を推進し、就農相談を強化してまいります。

また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

オリーブにつきましては、耕作放棄地の再生を軸に栽培面積の拡大を図るとともに、昨年11月に設立された懶蒼のダイヤの加工施設の整備や生産拡大に係る助成等、適切な支援を行うほか、オリーブをはじめとする本町農産物の6次産業化を推進し、商品開発や販路拡大等が図れるよう必要な支援を行ってまいります。また、農業農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足等が続いていることから、依然として厳しい状況にあります。

カワウ食害対策事業やカキ・フグ等の養殖事業、ベラ・アイナメ等の稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、「おさかな学習会」や「ぴちぴちとれたて市」での魚食の普及等、引き続き地域の特性を生かした水産業の振興を図ってまいります。

さらに、淡水魚につきましても、養殖や施設改修等に係る支援を実施し、桜川への淡水魚の放流事業等による環境美化にも努めてまいります。

また、白方漁港につきましては、効率的な維持・更新を図るための維持機能保全計画や高潮対策基本計画の策定を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、昨年、多度津商工会議所において町内事業者の現状等に関するアンケート調査を実施したところです。

この調査結果等を踏まえ、商工会議所との連携を強化し、国や香川県の補助制度を積極的に活用する等、町内事業者が販路開拓や新製品の開発等に積極的に取り組めるよう支援・協力を強化してまいります。

また、町特産品を発信するため、マルシェ会場の発掘や出店方法、出店団体等の検討を行います。

また、本町に対してふるさと納税をされた方に、地元特産品等を返礼品として進呈する「ふるさと納税推進事業」につきましては、町内事業者との連携を深める中で、返礼品ラインナップを更に充実させる等、町内産業の活性化を図ってまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、定住自立圏域での就職面接会やハ

ローワークによる出張職業相談会を引き続き実施するとともに、「中讃勤労者福祉サービスセンター」と連携し、中小事業者の福利厚生制度の充実を図ってまいります。

次に、魅力あふれる観光の振興であります。本年は「瀬戸内国際芸術祭2016」が3月20日から春・夏・秋の3会期で開催されます。

本町では、秋会期に高見島での開催が決定し、前回に引き続き、京都精華大学のアートプロジェクトを中心とした作品展開となります。

県実行委員会をはじめ、関係団体と緊密な連携を図り、前回以上の賑わいが創出できるよう取り組んでまいります。

また、町観光協会ではホームページを創設し、運用を開始したところです。

夏まつり・花火大会やさくらまつりをはじめとするイベント情報の提供をはじめ、本町の観光資源や特産品の紹介等、時宜を得た情報発信を行い、閲覧者が興味を持ち、本町への誘客効果が現れるよう運用してまいります。

さらに、2市3町で構成します定住自立圏やさぬき瀬戸大橋広域観光協議会におけるパンフレット作成やキャンペーン活動、高松空港内の「空の駅かわわ」における本町の特産品等の紹介等、広域的な取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。学校教育の充実につきましては、まず、「耐震化」であります。

災害時における地域住民の緊急避難場所でもある学校施設として、多度津小学校と四箇小学校の体育館天井部分の撤去及び白方小学校普通教室棟の改築を行ってまいります。

また、「小1プロブレム」「中1ギャップ」などへの対応として、支援を必要とする、育ちが緩やかな幼児・児童・生徒が在籍・在園するクラスに「特別支援教育支援員」を引き続き配置し、また、心の問題への対応として、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを継続配置し、学校における相談機能の充実に努めます。

さらには、充実した教育環境を整えるため中学校図書館に学校図書館司書を配置するなど、先生にも生徒にも優しい、きめ細やかな学習環境づくりを進めてまいります。

一方、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を図っていくため、引き続き、地元の生産者の方々「ひまわりの会」が生産した安全・安心な旬の新鮮な野菜などを使った学校給食を一層充実させ、生産者の顔が見える活きた教材を活用した「食育」をより一層推進してまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中核にしながら、補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行の低年齢化・広域

化・深夜化に対応する早期発見やいじめ問題の根絶に努めます。

また、子どもや保護者に対し、携帯電話・スマートフォン等の正しい利用方法などについて啓発してまいります。

さらには、本町4小学校の児童や地域の方々・高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を本年も実施し、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育てるとともに、毎年1月に開催しています「成人式」につきましても、新成人としての自覚を高める式となるよう工夫してまいります。

また、幼稚園でのさまざまな交流活動を通じて、就学前の子どもをもつ保護者を対象に、子育て方法などについての情報提供や学習機会を提供する等、積極的な活動を実施してまいります。

次に、地域に根ざした文化芸術の創造と振興であります。芸術・文化を発信する拠点である町民会館「サクラートたどつ」での様々な芸術・文化鑑賞の機会を積極的に提供するとともに、公民館では、地域の方々の学習活動の披露の場としての文化祭を開催して文化の向上に努めます。

資料館におきましては、魅力あふれる多度津の紹介ができるよう、テーマの設定と企画展の開催を目指してまいります。

さらには、多度津町をより知ってもらうため、誰もが見やすい文化財マップの作成に努めてまいります。

次に、多様な交流の推進であります。平成28年度から空き家バンク登録物件の改修費補助や賃貸物件の家賃補助等を開始します。

また、本町を町外の方に知ってもらい、移住の候補としていただけるよう、東京などで開催される移住交流フェアでのPRや、この度作成した移住促進プロモーション動画の活用に取り組んでまいります。

小・中学生の国際化への対応と交流活動につきましては、外国語指導・支援者の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図ります。

また、多くの町民が多文化共生や国際化の理解を深めることができ、気軽に参加できる機会の充実を図ってまいります。

次に、コミュニティを軸とした協働のまちづくりであります。昨年同様、町長との対話集会等で、多くの住民の意見を聞く機会を検討してまいります。

コミュニティの育成につきましては、助成金を活用しながら、自治会活動の支援及び活性化を続けてまいります。

また、現在各課で行っている地元コミュニティへの助成等について洗い出しを行い、効果的かつ平等な助成制度の検討協議を行ってまいります。

協働のまちづくりの推進では、地元の各種団体と協力しながら町の活性化に

取り組んでまいります。

昨年度、一般財団法人全国市町村振興協会の助成金を活用して、町内にある古民家を宿泊や地域活動の拠点となるような施設に改修しましたが、本年度はその有効活用を目指してまいります。

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。人権啓発の促進につきましては、一人ひとりの基本的人権が保障され、誰もが「平和で幸せな生活をおくる」ことを願っています。

しかしながら、現実の社会は、さまざまな人権問題が存在しています。

「第3次多度津町人権尊重に関する総合計画」に基づき、あらゆる人権問題について、町民の正しい理解と認識を深めるため、関係機関及び団体等と連携を図り、各種研修会・講演会の開催、啓発資料の作成・配布、町広報等を活用し、積極的な人権啓発活動と教育に取り組み、差別のないまちづくりを進めてまいります。

同和問題をはじめとした、障害者・高齢者・女性・子どもに対する差別、さらにはヘイトスピーチなど、様々な人権の問題の速やかな解決に向け、住民一人ひとりが、自らの課題としてとらえ、人権意識が高められるよう積極的な人権啓発と教育に取り組み、差別や偏見のないまちづくりを進めてまいります。

全国的に未だに後を絶たない「土地差別調査事件」や「戸籍等個人情報不正取得事件」などが発生しており、引き続き「登録型本人通知制度」のきめ細やかな住民周知を行い、登録者の増加にさらに努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、平成27年度に策定した「第2次たどつ男女共同参画プラン」に基づき、女性の社会参画を推進し、安心して子育てができるような家庭環境や職場、また地域社会にしていく必要があることから、様々な啓発活動を通じて、各種機関との連携を図ってまいります。

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。行財政改革の推進につきましては、「多度津町行政改革大綱」に基づき、今後も1年ごとに「行政改革実施計画」を作成して成果を確認し、組織改変等の検討を行い、さらなる行政改革を進めてまいります。

総合戦略の推進につきましては、人口減少対策を目的とした、施策の各課連携における取り組みによる進捗状況の管理を図り、PDCAサイクルに基づき事務事業見直しを行うなど推進してまいります。

また、「ふるさと納税推進事業」により、本町への寄附を増やすことによって、健全な財政基盤の確保に寄与するよう努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、中讃広域行政事務組合にて、情報処理、ごみ処理等の業務を共同運営することで、経費の削減等の効率化を図っていま

すが、同じ構成市町である2市3町における圏域間の連携をさらに深めながら、社会情勢の変化や多様化しているニーズに対応できるよう、「定住自立圏共生ビジョン」の見直しについて、各課で協議を深め、推進してまいります。

健全な財政運営の確立につきましては、平成26年度決算における実質公債費比率が9.7%と前年度比2.0%改善されました。

将来負担比率は123.3%と前年度比14.8%上昇しました。

これは大型事業実施に伴うものでありますが、一般会計起債残高も平成28年度末では120億円を超えることが予想され、今後、税収の増加も見込まれない状況のなか、細心の注意を払いながら、財政運営を行っていかねばなりません。

新たな財源を確保するとともに、施策や事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営に努めてまいります。

以上、私の町政に臨む所信を申し上げます。

町政を取り巻く課題は山積し、地方創生を始めとする新たなニーズへの対応が求められています。

これからは自治体間競争が高まる中、多度津町をより暮らしやすいまちとして、次の世代へ引き継いでいくことが私の使命だと思っております。

総合計画、総合戦略をもとに、多度津町の特色を生かし、町民皆様の幸せの向上のために、私をはじめ全職員が英知と勇気と情熱をもって町政運営に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、平成28年度の施政方針についてを終わります。

日程第5、議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）の制定について、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）の制定について、及び議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定についてを、関連議案として一括して提案説明させていただきます。

今回の条例の制定につきましては、昭和37年に制定された行政不服審査法



が、制定以来約50年ぶりに一新されたことに伴う「制定及び改正」でございます。

行政のした処分等に関して、不服を申し立てるこの制度は、国民の意識の変化や、関係法制度の整備・拡充といった情勢を踏まえ、公正性や利便性向上の観点から、この度、全面的に改正されました。

それでは、先ず、議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

改正法では、裁決については第三者機関である行政不服審査会に諮問することが義務付けられ、その機関の組織及び運営に関する必要事項を条例で定めること、とされたことから、本町においても、この条例を制定するものです。

その主な内容といたしましては、第1条で名称を「多度津町行政不服審査会」とし、その所掌事務・組織、委員の任期・服務等を第2条から第6条までに定め、第7条で事務局を総務課とし、第8条で委任に関する事項を定めようとするものです。

また附則におきまして、第1項で施行日を平成28年4月1日とし、第2項で、委員について「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を併せて行うものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

第1条の目的に、35号として「行政不服審査会委員」を加え、別表第1に「行政不服審査会委員の報酬額を日額5千円」と定めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第1号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部が改正されたことにより、改正法においては、異議申し立てを廃止し、不服申し立ての種類を審査請求に一元化したこと、不服申立期間が60日から3箇月に延長されたこと、審理員制度及び第三者機関への諮問手続の導入等がされたこと、併せて、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により関係法律が整備されたことに伴い、当町におきましても関係6条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

「第1条関係、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、これは、異議申し立てが廃止され、審査請求に一元化されることに伴う改正でございます。

続いて7ページ、「第2条関係、多度津町情報公開条例の一部を改正する条例

(案)」でございますが、主な改正点は、「不服申立て」を「審査請求」に改め、8ページに、改正法により第19条「審理員による審理手続きに関する規定を適用除外とすること」を新しく規定、また旧の第19条と第20条を統合して第20条とし、審査請求の対象に「開示請求に係る不作為を含む」ことを明示、そして9ページの第4項で「参加人の定義付け」を行っております。その他は、所要の規定整備でございます。

続きまして12ページ、「第3条関係 多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)」でございます。主な改正点は、「不服申立て」を「審査請求」に改め、改正法により、第41条の2を新設して「審理員による審理手続きに関する規定を適用除外とすること」を規定、第42条には審査請求の対象に「開示請求等に係る不作為を含む」ことを明示し、また14ページの第43条第2号で「参加人の定義付け」を行っております。その他は、所要の規定整備でございます。

続いて、16ページ第4条関係から、18ページ第6条関係の「多度津町営農業構造改善事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)」、「町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)」、「町営漁港改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)」につきましては、いずれも、異議申立てが廃止され、審査請求に一元化されることに伴う改正となっております。

5ページをご覧ください。附則におきまして、第1項で施行日を平成28年4月1日と定め、第2項で施行日前にされた処分その他の行為等は従前の例による、といたしました。

以上、簡単ではありますが、議案第1号、多度津町行政不服審査会条例(案)の制定について、及び議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町文化財保護条例(案)の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君。

教育課長(岡 敦憲)

おはようございます。

議案第3号、多度津町文化財保護条例(案)の制定につきまして、提案説明申し上げます。

今回の改正につきましては、多度津町文化財保護条例は、本来、文化財保護法及び香川県文化財保護条例の規定に基づき、法や県条例で対応できない細かいこと、すなわち多度津町所在の文化財の特徴に即したものとなるべきものであります。

時代の変化等に伴い、文言の不備であったり、文化財の防災への対応や未指定文化財への配慮等も求められている現状を踏まえ、条例を精査したところ、個々の事案に対する条例の根拠を明確にするため、条例の全部を改正し、本町の文化財保護の体制を整備しようとするものです。

第1条で目的、第2条で定義に始まり、指定要件、周知、解除、所有者の管理義務や保存に係る補助等について、明記いたしました。

なお、附則といたしまして、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」とするものであります。

以上で、まことに簡単ではありますが、議案第3号、多度津町文化財保護条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

議案第4号及び議案第5号について、一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律によりまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫として行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

本町におきましても関係する条文を一部改正し、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特

別支援学校の小学部」を加えようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律によりまして、地方公共団体は、給与条例に等級別基準表を規定することとなりました。

本町におきましても、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則で定めております等級別基準表を条例に規定する改正を行おうとするものです。

また、行政不服審査法の改正によりまして、条例中で引用する条項等を改めるため、本条例（案）を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

3ページから4ページをご覧ください。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、第3条第2項中「級別職務分類表は規則で定める。」を「分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3のとおりとする。」に改め、第19条の3第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第4号及び議案第5号の提案説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第6号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第7号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第6号及び議案第7号の2議案につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

それでは、まず、議案第6号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

この度の改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、多度津町税条例につきましても所要の改正を行おうとするものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが見込まれ、地方税関係書類のうち一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととするため、規定の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

第51条は、「町民税の減免」に関する規定です。

第2項第1号中、「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」と改めるものでございます。

2ページ下段から3ページをお開きください。

第131条の3は、「特別土地保有税の減免」に関する規定で、第2項第1号中、「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」及び「個人番号又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定するものでございます。

続きまして、議案第7号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、行政不服審査法が平成26年6月13日に、また、行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されることに伴い、本町固定資産評価審査委員会条例につきましても所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

第4条は、「審査の申出」に関する規定で、第2項第1号中の、住所の次に「又

は居所」を加え、2号として「審査の申出に係る処分の内容」という規定を加え、第2号、第3号、第4号を、それぞれ第3号、第4号、第5号と1号ずつ繰り下げるものでございます。

5ページ下段ですが、第3項中の引用法令を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改めるものでございます。

次に第6項として、「審査申出人が代表者等その資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない」と規定を加えるものでございます。

6ページをお開きください。

第6条は「書面審査」に関する規定で、第2項として、「情報通信技術利用法に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合も、規定に従って弁明書が提出されたものとみなす」とする規定を加え、旧条例第2項の「ただし書き」を削り第3項とし、第3項を第4項と繰り下げ、新条例第5項として「委員会は申出人から反論書の提出があった場合は町長に送付しなければならない」とする規定を加えるものでございます。

6ページ下段から8ページまでをお開きください。

第10条は、行政不服審査法の規定により、町に納付しなければならない「手数料の額等」の規定を定めるものでございます。

第1項では、「行政不服審査法に規定する書面、若しくは書類を複写機等により出力した場合は、1枚10円（カラー印刷した場合は1枚50円）」と定め、第2項では、「手数料の納付方法について、収入証紙又は現金による方法で納入する」と定めるものでございます。

8ページ下段から9ページをご覧ください。

第11条は、「手数料の減免」に関する規定で、第10条で定めた手数料を、「審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、書面を提出することにより、手数料を減額・免除することができる」と定めるものでございます。

9ページ下段から10ページをご覧ください。

第12条は「議事についての調書」に関する規定で、旧条例第10条中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、第12条とするものです。

10ページをお開きください。

第13条は、「決定所の作成」に関する規定ですが、旧条例第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え第13条とし、同条に第1号「主文」、第2号「事案の概要」、第3号「審査申出人及び町長の主張の要旨」、第4号に「理由」までの4号を加えるものでございます。

また、10条、11条が加わったことにより、旧条例「第12条」、「第13条」、「第14条」を「第14条」、「第15条」、「第16条」に、それぞれ2条ずつ繰り下げるものでございます。

3ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、第1条「施行期日」として、「この条例は平成28年4月1日から施行する。」第2条は「改正条例の適用区分」として、条例施行の日前後の審査の申出において、それぞれ適用する規定を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号及び議案第7号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第8号、多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長 前原君。

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

議案第8号、多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

まず、「改正理由」でございますが、総務省令であります「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が昨年11月13日に一部改正されましたが、これは、平成14年の省令制定当初には想定していなかった設備・機器等が近年市場に流通してきたことから、火災予防上その対応を図るための整備となっておりますので、改正省令に基づき「本条例」の別表第3に新たな機器の名称等を追加したうえ、離隔距離等もその基準に基づき所要の整備をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきますので、お手数ですが、まず、5ページ中段から6ページ上段にかけてご覧ください。新旧対照表は議案用紙の都合上90度横に傾けてご覧になりますようお願いいたします。

アンダーラインをひいた箇所が今回改正しようとする部分で、左側が改正後の（新）、右側が改正前の（旧）となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、左端に記載してあります種類の項目のうち、「厨房設備」の項の5項目めに記載された気体燃料を使用する開放式の機器の名称を機器周囲が不燃構造以外の場合でも・不燃構造の場合でも、「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」をJIS規格表記に準じて「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」と改めようとするものでございます。

7ページをお開き下さい。

中段から下段にかけての「調理用器具」のうち6項目に記載された気体燃料を使用する開放式のバーナーが露出した機器の名称を、機器周囲が不燃構造以外の場合でも・不燃構造の場合でも、「卓上型こんろ（2口以上）、卓上型グリル付こんろ」を「卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」と改めようとするものでございます。

続きまして、8ページから9ページにかけてお開き下さい。

左端の項に記載された「電気こんろ」、「電気レンジ」、「電磁誘導加熱式調理器」の3つを「電気調理用機器」とひとつに統合し、4項目めに機器周囲が不燃構造以外の場合でも・不燃構造の場合でも、それぞれ「電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）」の項を追加し、つぎの5項目めを「こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの」と「こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの」に分けたうえ、さらに6項目めに「こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの」に、入力値が「5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）」の項目を追加して、「離隔距離」を機器周囲が不燃構造以外の場合は、「上方100」、「側方2」、「前方2」、「後方2」、を機器周囲が不燃構造の場合は「上方80」、「側方0」、「前方ハイフン」、「後方0」を追加しようとするものでございます。

また、備考欄の「注釈8」中の括弧内頭書に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」の字句を追加し、「注釈9」中の「電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の」を「機器」に改め、「距離」の前に「離隔」の字句を追加したうえ、さらに括弧内頭書に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における」の字句を追加しようとするものでございます。

4ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案第8号の提案説明とさせていただきます。



議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君

教育課長（岡 敦憲）

議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、町内の小中学校の屋内運動場すなわち体育館及び運動場等を、社会教育普及等を目的として学校教育に支障のない範囲で施設を開放しておりますが、この度、多度津町立多度津中学校の改築事業で運動場に照明設備が取り付けられたことに伴い、その利用料について規定を設ける必要が生じたところであります。

加えて、新しく建てられた2階建ての屋内運動場1階のエアコン付き教室の貸し出し打診があったことから、同部屋の利用料について規定を設ける必要が生じました。

これを受けて、本使用条例を一部改正しようとするものであります。

それでは、3ページ新旧対照表をご覧ください。

別表中6段目「その他教室（1教室につき）」を「運動場」に、1時間の照明料を50円から1,000円に改正、「校庭」を「多度津中学校特別活動室」に、その照明料を1時間当たり50円とし、冷暖房料を1時間当たり200円と改めようとするものであります。

さらに、同別表備考中、「1その他教室・校庭」を「運動場及び多度津中学校特別活動室」に改めようとするものでございます。

2ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、「この条例は、平成28年5月1日から施行する。」とするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は、10時45分に再開したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

休憩 午前10時29分

再開 午後10時46分

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11、議案第10号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

それでは、議案第10号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額、93億3,467万1,000円から、歳入歳出それぞれ、9,032万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、94億2,500万円とするものでございます。

このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、社会福祉費で、減額補正の主なものは、農業費、消防費、中学校費で、また不用額等の増減による補正でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、国庫補助金、財産売払収入、繰越金で、減額補正の主なものは、基金繰入金、町債でございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。

6ページをお開き下さい。

第2表、繰越明許費で、款2. 総務費、項1. 総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業で、4,860万円、同じく、地方創生加速化事業で、2,800万円、同じく、項3. 戸籍住民基本台帳費、通知カード・個人番号カード関連事業で、678万1,000円、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、臨時福祉給付金事業で、7,865万円、同じく、項2. 児童福祉費、放課後児童クラブ・保育所勤務環境改善事業で、290万円、款8. 土木費、項1. 土木管理費、緊急避難路建設事業で、8,750万円、同じく、項3. 河川費、排水路改修事業で、1,600万円、同じく、項4. 港湾費、各港湾改修事業で、910万円、款10. 教育費、項2. 小学校費、多度津小学校舎及び附帯設備改修事業で、4,350万円、同じく、四箇小学校舎及び附帯設備改修事業で、2,514万円、同じく、項5. 社会教育費、町民会館設備改修事業で、800万円、款11. 災害復旧費、項1. 災害復旧費、港湾災害復旧事業で、1,000万円について、それぞれ翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

7ページをお開き下さい。

第3条、地方債の補正で、第3表、地方債の補正でございます。

社会福祉施設整備事業を、1,400万円に、道路整備事業を、1億2,630万円に、河川整備事業を、2,570万円に、港湾整備事業を、1,640万円に、防災対策事業を、1億540万円に、教育施設整備事業を、4億9,970万円に、社会教育施設整備事業を、1,280万円に、庁舎整備事業を、4,090万円に、臨時財政対策債を、4億8,857万9,000円に、災害復旧事業を、270万円にするものです。

それでは、30ページをお開き下さい。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

歳出といたしましては、款1. 議会費は、14万7,000円を減額補正し、1億2,464万2,000円に改めるものです。

32ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、7,320万3,000円を増額補正し、13億7,757万3,000円に改めるものです。

項1. 総務管理費は、7,062万3,000円を増額し、内訳として、目1. 一般管理費は、306万6,000円を減額。

目2. 文書広報費は、90万円を減額、目5. 財産管理費は、88万5,000円を減額、目6. 企画費は、7,660万円を増額、目8. 出張所費は、4万9,000円を減額、目9. 地方振興費は、50万円を減額、34ページをお開き下さい。

目10. 交通安全対策費は、57万7,000円を減額するものです。

項2. 徴税费は、132万7,000円を減額し、内訳として、目1. 税務総務費は、54万7,000円を減額。

目2. 賦課徴収費は、78万円を減額するものです。

項3. 戸籍住民基本台帳費は、396万6,000円を増額するものです。

項5. 統計調査費は、5万9,000円を減額するものです。

36ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、1億849万1,000円を増額補正し、30億722万6,000円に改めるものです。

項1. 社会福祉費は、9,862万1,000円を増額し、内訳として、目1. 社会福祉総務費は、1億818万8,000円を増額、目2. 国民年金費は、2万5,000円を減額、目3. 老人福祉費は、1,426万6,000円を減額。

38ページをお開き下さい。

目4. 総合福祉センター費は、財源内訳の変更、目6. 社会福祉施設事業費は、58万円を減額、目7. 障害者福祉費は、530万4,000円を増額するものです。

項2. 児童福祉費は、987万円を増額し、内訳として、目1. 児童福祉費は、

107万円を増額、目2. 児童保育費は、880万円を増額するものです。

40ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、1,238万3,000円を減額補正し、6億3,608万7,000円に改めるものです。

項1. 保健衛生費は、550万3,000円を減額し、内訳として、目1. 保健衛生総務費は、145万9,000円を減額、目2. 予防費は、64万6,000円を減額、目3. 環境衛生費は、19万7,000円を減額、目4. 火葬場費は、財源内訳の変更、目5. 環境保全費は、320万1,000円を減額、42ページをお開き下さい。

項2. 清掃費は、688万円を減額し、内訳として、目1. 清掃総務費は、1,000円を減額、目2. し尿処理費は、137万6,000円を減額、目3. じん芥処理費は、550万3,000円を減額するものです。

44ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、231万6,000円を減額補正し、3,543万円に改めるものです。

46ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、841万2,000円を減額補正し、2億2,950万6,000円に改めるものです。

項1. 農業費は、817万9,000円を減額し、内訳として、目1. 農業委員会費は、35万2,000円を減額。

目2. 農業総務費は、40万2,000円を増額、目3. 農業振興費は、737万8,000円を減額、目4. 農地費は、78万7,000円を減額、48ページをお開き下さい。

目5. 地籍調査費は、6万4,000円を減額するものです。

項3. 水産業費は、23万3,000円を減額し、内訳として、目1. 水産業振興費は、13万4,000円を減額、目2. 漁港建設費は、9万9,000円を減額するものです。

50ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、181万6,000円を減額補正し、8,555万7,000円に改めるものです。

項1. 商工費の、目3. 観光費を減額するものです。

52ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、396万1,000円を減額補正し、11億760万3,000円に改めるものです。

項1. 土木管理費は、1,104万2,000円を減額。

項2. 道路橋梁費は、400万9,000円を減額し、内訳として、目1. 道路橋梁総務費は、38万円を減額、目3. 道路新設改良舗装費は、312万9,000円を減額。

目4. 交通安全施設整備費は、50万円を減額するものです。

項3. 河川費は、440万1,000円を減額し、内訳として、目1. 河川総務費は、

361万3,000円を減額。

目2. 河川改良費は、78万8,000円を減額するものです。

項4. 港湾費は財源内訳の変更でございます。

項5. 住宅費の、目1. 住宅管理費、500万円を減額するものです。

54ページをお開き下さい。

項6. 都市計画費は、159万3,000円を減額し、内訳として、目1. 都市計画管理費は、52万5,000円を減額。

目4. 公園事業費は、106万8,000円を減額するものです。

56ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、703万5,000円を減額補正し、3億4,038万9,000円に改めるものです。

項1. 消防費は、703万5,000円を減額し、内訳として、目1. 常備消防費は、353万5,000円を減額、目2. 非常備消防費は、140万1,000円を減額。

目3. 消防施設費は、206万5,000円を減額。

58ページをお開き下さい。

目5. 水難救済会費は、3万4,000円を減額するものです。

60ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、5,397万9,000円を減額補正し、14億8,435万9,000円に改めるものです。

項1. 教育総務費は、1,403万8,000円を減額し、内訳として、目1. 教育委員会費は、3万7,000円を増額。

目2. 事務局費は、1,407万5,000円を減額するものです。

項2. 小学校費は、6,416万4,000円を増額し、内訳として、目1. 学校管理費は、37万3,000円を減額。

目2. 教育振興費は、97万6,000円を減額。

目3. 学校建設費は、6,551万3,000円を増額するものです。

62ページをお開き下さい。

項3. 中学校費は、9,067万5,000円を減額し、内訳として、目1. 学校管理費は、60万6,000円を増額。

目2. 教育振興費は、66万4,000円を減額。

目3. 学校建設費は、9,061万7,000円を減額するものです。

項4. 幼稚園費は、1,056万3,000円を減額するものです。

項5. 社会教育費、目1. 社会教育総務費は、178万円を減額するものです。

64ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費、目2. 学校給食共同調理場費は、108万7,000円を減額するものです。

66ページをお開き下さい。

款11. 災害復旧費は、131万6,000円を減額補正し、1,862万3,000円に改めるものです。

項1. 災害復旧費、目2. 港湾災害復旧費、10万2,000円を減額。

同じく、目5. 農林水産災害復旧費、121万4,000円を減額するものです。

68ページをお開き下さい。

款12. 公債費は、予算の組み替えでございます。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

12ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は、98万6,000円を減額補正し、1億2,123万円に改めるものです。

項1. 分担金の目1. 農林水産業費分担金を減額するものです。

14ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は、131万1,000円を減額補正し、1億6,157万6,000円に改めるものです。

項1. 使用料は、131万3,000円を減額し、内訳として、目2. 衛生費使用料、24万円を増額、目5. 土木費使用料、155万3,000円を減額するものです。

項2. 手数料、目2. 衛生費手数料、2,000円を増額するものです。

16ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、1億3,541万2,000円を増額補正し、10億4,220万3,000円に改めるものです。

項1. 国庫負担金は、190万2,000円を減額し、内訳として、目1. 民生費国庫負担金は、339万円を増額。

目3. 農林水産業費国庫負担金は、529万2,000円を減額するものです。

項2. 国庫補助金は、1億3,731万4,000円を増額し、内訳として、目1. 総務費国庫補助金は、3,881万1,000円を増額、目2. 農林水産業費国庫補助金は、62万円を増額、目3. 民生費国庫補助金は、8,083万5,000円を増額、目6. 教育費国庫補助金は、1,704万8,000円を増額するものです。

18ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、811万円を減額補正し、6億6,495万8,000円に改めるものです。

項1. 県負担金は、159万1,000円を減額し、内訳として、目1. 民生費県負担金は、105万5,000円を増額。

目3. 農林水産業費県負担金は、264万6,000円を減額するものです。

項2. 県補助金は、650万2,000円を減額し、内訳として、目4. 農林水産業費県補助金は、557万1,000円を減額、目6. 土木費県補助金は、91万円を減額、

目8. 教育費県補助金は、2万1,000円を減額するものです。

項3. 県委託金、目5. 土木費県委託金は、1万7,000円を減額するものです。  
20ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、4,150万円を増額し、5,612万4,000円に改めるものです。

項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入は、21万2,000円を減額。

項2. 財産売払収入は、4,171万2,000円を増額し、内訳として、目1. 不動産売払収入は、4,084万8,000円を増額、目2. 物品売払収入は、86万4,000円を増額するものです。

22ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、2億8,421万3,000円を減額し、5億1,109万4,000円に改める  
ものです。

項1. 基金繰入金を減額するもので、内訳として、目2. 財政調整基金繰入金は、2億8,030万8,000円を減額、目8. 奨学基金繰入金は、340万5,000円を減額、目9. 健やか子ども基金繰入金は、50万円を減額するものです。

24ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、2億65万5,000円を増額補正し、2億1,596万5,000円に改める  
ものです。

26ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、1,426万8,000円を増額補正し、2億8,477万2,000円に改める  
ものです。

28ページをお開き下さい。

款15. 町債は、688万6,000円を減額補正し、13億3,247万9,000円に改めるも  
のです。

項1. 町債の目1. 民生債は、170万円を減額、目3. 土木債は、1,250万円を減額、目5. 教育債は、2,630万円を減額、目8. 総務債は、230万円を減額、目9. 臨時財政対策債は、3,921万4,000円を増額、目11. 災害復旧債は、330万円を減額するものです。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額、93億3,467万1,000円から、9,032万9,000円を増額し、94億2,500万円に改めようとするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第11号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）について、議案第12号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）について、提案説明の都合上、一括議題と致

します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

失礼致します。

議案第11号、議案第12号、両議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第11号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）についてでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額35億4,633万4,000円から、歳入歳出それぞれ2億3,643万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億990万円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳出では、保険給付費、共同事業拠出金等の減額、歳入では、繰入金を増額、ならびに療養給付費交付金、共同事業交付金等の減額でございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

国12ページをお願いします。

款1. 総務費は、188万4,000円減額し、4,523万5,000円とするものでございます。

内訳は、項1. 総務管理費188万4,000円を減額するものでございます。

款2. 保険給付費は、1,950万円減額し、20億1,826万1,000円とするものでございます。

内訳として、項2. 退職被保険者療養諸費は、1,700万円を、項5. 退職被保険者等高額療養費は、250万円を、それぞれ減額するものでございます。

款3. 項1. 後期高齢者支援金等につきましては、財源内訳の変更でございます。

款7. 項1. 共同事業拠出金は、拠出金額の確定により1億9,780万8,000円減額し、6億5,880万7,000円とするものでございます。

内訳は、目1. 高額医療費共同事業拠出金270万8,000円、目2. 保険財政共同安定化事業拠出金1億9,510万円を、それぞれ減額するものでございます。

款8. 保健事業費は、729万7,000円減額し、3,720万円とするものでございます。

内訳は、項1. 特定健康診査等事業費34万7,000円、項2. 保健事業費695万円をそれぞれ減額するものでございます。



款9. 基金積立金は、10万円増額し、6,266万2,000円とするものでございます。

款11. 諸支出金は、104万5,000円減額し、5,998万9,000円とするものでございます。

内訳は、項2. 繰入金104万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国8ページをお願いします。

款1. 国民健康保険税は、内訳を変更し、項1. 一般被保険者国民健康保険税を、970万円増額し、項2. 退職被保険者等国民健康保険税を、970万円減額するものでございます。

款2. 国庫支出金は、879万4,000円減額し、5億9,620万円とするものでございます。

項1. 国庫負担金は、258万7,000円の減額で、内訳は、目2. 高額医療費共同事業負担金67万8,000円、目3. 特定健康診査等負担金190万9,000円を、それぞれ減額するものでございます。

項2. 国庫補助金は、620万7,000円の減額で、内訳は、目2. 特別調整交付金20万7,000円、目8. 国保ヘルスアップ事業補助金600万円を、それぞれ減額するものでございます。

款3. 項1. 療養給付費等交付金は、交付金額の確定により、3,102万円減額し、6,398万1,000円とするものでございます。

款5. 県支出金は、251万4,000円減額し、1億1,006万1,000円とするものでございます。

項1. 県負担金、目1. 高額医療費共同事業負担金67万8,000円、目2. 特定健康診査等負担金183万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

款6. 項1. 共同事業交付金は、交付金額の確定により2億1,126万1,000円減額し、6億1,098万9,000円とするものでございます。

内訳は、目1. 高額医療費共同事業交付金2,568万5,000円の増額、目2. 保険財政共同安定化事業交付金2億3,694万6,000円の減額でございます。

款7. 財産収入は、基金運用利子の積み立てに伴い、10万円増額し、30万円とするものでございます。

款8. 繰入金は、1,753万8,000円増額し、2億4,913万2,000円とするものでございます。

内訳は、項1. 他会計繰入金の目1. 一般会計繰入金83万8,000円、目2. 職員給与費等繰入金188万4,000円をそれぞれ減額し、目4. 財政安定化事業繰入金4,026万円を増額するものでございます。

また、項2. 基金繰入金は、見込が不要となることから、2,000万円減額する

ものでございます。

国10ページをお願いします。

款10. 諸収入は、48万3,000円減額し、822万1,000円とするもので、項5. 雑入の減額でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ2億3,643万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億990万円とするものでございます。

続きまして、議案第12号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額、2,654万5,000円から、歳入歳出それぞれ104万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,550万円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳出では、総務費・医業費の減額、歳入では、繰入金の減額でございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

直10ページをお願いします。

款1. 総務費は、項1. 施設管理費、目1. 一般管理費を、62万5,000円減額し、1,773万6,000円とするものでございます。

款2. 医業費は、項1. 医療諸費、目1. 医療用機械器具費、42万円を減額し、96万3,000円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお願いします。

款3. 繰入金は、項1. 他会計繰入金、目1. 国保会計繰入金を104万5,000円減額し、1,127万2,000円とするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ104万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,550万円とするものでございます。

以上、議案第11号、議案第12号、両議案を一括して、提案説明をいたしました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第13号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

失礼します。

議案第13号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）につきまして、提案説明を申し上げます。

介1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条、既定の歳入歳出予算の総額21億8,188万6,000円から、歳入歳出それぞれ5,111万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,077万1,000円にしようとするものです。

この度の補正は、歳出の総務費、保険給付費等の減額に対し、歳入の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を交付決定額に合わせ減額し、一般会計繰入金と基金繰入金で調整しようとするものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により「歳出」からご説明申し上げます。

介10ページをお開きください。

款1. 総務費は、86万5,000円の減額補正により、5,808万9,000円に改めようとするもので、項1. 総務管理費で中讃広域行政事務組合負担金86万5,000円の減額です。

款2. 保険給付費は、5,000万円の減額補正により、19億8,654万1,000円に改めようとするもので、項1. 介護サービス等諸費は、5,526万円の減額で、その内訳は、居宅介護サービス給付費2,526万円の減額、施設介護サービス給付費3,000万円の減額です。

介12ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費は、110万円の増額です。

介16ページをお開きください。

項3. その他諸費は、16万円の増額です。

介18ページをお開きください。

項7. 特定入所者介護サービス等費は、400万円の増額です。

款5. 地域支援事業費は、25万円の減額補正により、5,109万2千円に改めようとするもので、項2. 包括的支援事業・任意事業費、25万円の減額です。

次に、「歳入」について、ご説明いたします。

介8ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は、1,377万8,000円の減額補正により、4億6,606万1,000円に改めようとするもので、項1. 国庫負担金で、介護給付費負担金、453万3,000円の減額、項2. 国庫補助金で、調整交付金と地域支援事業交付金で924万5,000円の減額です。

款4. 支払基金交付金は、3,941万2,000円の減額補正により、5億3,624万7,000円に改めようとするもので、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の減額によるものです。

款5. 県支出金は、864万円の減額補正により、3億345万7,000円に改めようとするもので、項1. 県費負担金で、介護給付費負担金853万円の減額、項2. 県費補助金で、地域支援事業交付金11万円の減額です。

款8. 繰入金は、1,071万5,000円の増額補正により、3億4,141万円に改めようとするもので、項1. 一般会計繰入金で、89万4,000円の減額、項2. 基金繰入金で1,160万9,000円の増額によるものです。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ5,111万5,000円を減額し、21億3,077万1,000円としようとするものです。

以上で、議案第13号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

失礼致します。

議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についての提案説明を申し上げます。

後1ページをお願いいたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3億2,960万円から、歳入歳出それぞれ153万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,806万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

後10ページをお願いします。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、153万2,000円減額し、3億2,282万7,000円とするもので、香川県後期高齢者医療広域連合の予算補正に伴い、本町からの納付金額を変更するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

後8ページをお願いいたします。

款1. 後期高齢者医療保険料は、項1. 後期高齢者医療保険料の、目1. 特別徴収保険料を570万円減額し、2億4,510万円とするものでございます。

款3. 繰入金は、153万2,000円減額し、7,600万5,000円とするものでございます。

内訳は、項1. 一般会計繰入金の、目1. 事務費繰入金を67万8,000円、目2. 保険基盤安定 繰入金85万4,000円を、それぞれ減額するものでございます。

款4. 諸収入は、1万5,000円減額し、123万7,000円とするものでございます。

款6. 繰越金は、571万5,000円増額し、571万6,000円とするもので、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ153万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,806万8,000円とするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議案第15号、平成28年度多度津町一般会計予算についてを議題と致します

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

議案第15号、平成28年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

一般会計予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、93億7,000万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

9ページをお開き下さい。

第2表. 債務負担行為に記載してありますように、多度津町土地開発公社に対する債務保証について債務負担行為を行うものでございます。

再度、1ページをお開き下さい。

第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるもの

でございます。

10ページをお開き下さい。

第3表地方債に、平成28年度に起こす地方債を記載しております。

再度、1ページをお開き下さい。

第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の、借り入れの最高額を、20億円と定めるものでございます。

また、第5条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、一般会計予算書並びに別冊の一般会計予算資料により説明を申し上げます。

本年度の予算総額は、93億7,000万円、前年度当初予算、86億7,000万円に比べ、7億円の増額、率で、8.1%の増となりました。

別冊の一般会計予算資料の2ページをお開き下さい。

まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。

1位は、町税で、27億9,102万円、構成比は、29.8%、前年度に比べ、1.9%の減。

2位は、町債で、19億9,560万円、構成比は、21.3%、前年度に比べ、65.4%の増。

3位は、地方交付税で、16億5,000万円、構成比は、17.6%、前年度に比べ、13.8%の増。

4位は、国庫支出金で、9億4,318万7,000円、構成比は、10.1%、前年度に比べ、18.6%の増。

5位は、県支出金で、6億5,257万6,000円、構成比は、7.0%、前年度に比べ、8.8%の増。

以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

この歳入について性質別に区分しますと、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入はいわゆる自主財源でございます。

この合計は、36億2,563万7,000円で、構成比は、38.7%、前年度に比べ、9.6%の減であります。

また、残りの地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金のいわゆる依存財源は、57億4,436万3,000円で、構成比は、61.3%であります。

それでは、一般会計予算書の16ページをお開き下さい。

歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

款1. 町税は、前年度より、5,533万2,000円の減額、27億9,102万円を計上しました。

項1. 町民税は、11億9,408万円。

18ページをお開き下さい。

項2. 固定資産税は、13億1,651万1,000円、項3. 軽自動車税は、6,605万2,000円、項4. たばこ税は、1億5,200万円、項8. 都市計画税は、6,237万7,000円を計上しました。

22ページをお開き下さい。

款2. 地方譲与税は、前年度より1,000万円の減額、5,000万円を計上しました。

項1. 地方揮発油譲与税は、1,300万円、項2. 自動車重量譲与税は、3,600万円、項4. 特別とん譲与税は、100万円を計上しました。

24ページをお開き下さい。

款3. 自動車取得税交付金は、前年度より700万円の減額、800万円を計上しました。

26ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、前年度より2億円の増額、16億5,000万円を計上しました。

28ページをお開き下さい。

款5. 交通安全対策特別交付金は、前年度より100万円の減額、400万円を計上しました。

30ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は、前年度より1,609万5,000円の減額、1億364万9,000円を計上しました。

項1. 分担金は、181万5,000円、項2. 負担金は、1億183万4,000円を計上しました。

32ページをお開きください。

款7. 使用料及び手数料は、前年度より8万9,000円の減額、1億6,127万8,000円を計上しました。

項1. 使用料は、8,743万8,000円、項2. 手数料は、7,384万円を計上しました。

36ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、前年度より1億4,794万3,000円の増額、9億4,318万7,000円を計上しました。

項1. 国庫負担金は、6億9,812万2,000円、項2. 国庫補助金は、2億4,122万

円。

38ページをお開き下さい。

項3. 国庫委託金は、384万5,000円を計上しました。

40ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、前年度より5,279万3,000円の増額、6億5,257万6,000円を計上しました。

項1. 県負担金は、3億7,890万6,000円、項2. 県補助金は、2億1,580万4,000円。

42ページをお開き下さい。

項3. 県委託金は、5,786万6,000円を計上しました。

46ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、前年度より、2,738万円の増額、4,212万4,000円を計上しました。

項1. 財産運用収入は、1,422万円、項2. 財産売払収入は、2,790万4,000円を計上しました。

48ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は、前年度より、3,154万5,000円の増額、3,193万円を計上しました。

50ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、前年度より、4億4,156万7,000円の減額、3億4,400万8,000円を計上しました。

項1. 繰入金は、存目のみ、項2. 基金繰入金は、3億4,400万7,000円を計上しました。

52ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、存目のみの計上でございます。

54ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、前年度より、1億497万8,000円の減額、1億5,162万7,000円を計上しました。

項1. 延滞金加算金及び過料は、400万円、項2. 預金利子は、40万円、項3. 貸付金元利収入は、5,000万1,000円、項4. 雑入は、9,722万6,000円を計上しました。

58ページをお開き下さい。

款15. 町債は、前年度より、7億8,940万円の増額、19億9,560万円を計上しました。

60ページをお開き下さい。

款16. 利子割交付金は、前年度と同額の、1,000万円を計上しました。



62ページをお開き下さい。

款18. 地方消費税交付金は、前年度より8,000万円の増額、3億8,000万円を計上しました。

64ページをお開き下さい。

款19. 地方特例交付金は、前年度より、100万円の増額、1,000万円を計上しました。

66ページをお開き下さい。

款20. 配当割交付金は、前年度より、1,200万円の増額、2,700万円を計上しました。

68ページをお開き下さい。

款21. 株式等譲渡所得割交付金は、前年度より600万円減額、1,400万円を計上しました。

以上が、平成28年度の歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算資料の8ページをお開き下さい。

性質別分類により説明を申し上げます。

義務的経費の合計は、40億5,339万9,000円、前年度に比べ、1億5,053万7,000円の増、構成比は、43.3%。

そのうち人件費は、14億6,522万9,000円、前年度に比べ、4,192万6,000円の減、構成比は、15.6%。

扶助費は、16億4,951万7,000円、前年度に比べ、2億181万5,000円の増、構成比は、17.6%。

公債費は、9億3,865万3,000円、前年度に比べ、935万2,000円の減、構成比は、10.0%となりました。

次に、投資的経費は、20億8,205万5,000円、前年度に比べ、6億4,791万4,000円の増、構成比は、22.2%であります。

その他経費の合計は、32億3,454万6,000円、前年度と比べ、9,845万1,000円の減、構成比は、34.5%であります。

そのうち物件費は、13億2,661万5,000円、前年度に比べ、944万円の増、構成比は、14.1%。

補助費等は、9億5,636万6,000円、前年度に比べ、381万5,000円の増、構成比は、10.2%。

繰出金は、7億8,012万2,000円、前年度と比べ、265万2,000円の減、構成比は、8.3%。

以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、一般会計予算書の70ページをお開き下さい。

歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、款1. 議会費は、前年度より、995万5,000円の減額、1億1,306万7,000円を計上し、構成比は、1.2%となりました。

72ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、前年度より、1億6,233万円の減額、10億5,620万円を計上し、構成比は、11.3%となりました。

項1. 総務管理費は、1億4,925万7,000円の減額、7億9,425万5,000円を計上。

86ページをお開き下さい。

項2. 徴税费は、884万6,000円の減額、1億7,200万1,000円を計上。

88ページをお開き下さい。

項3. 戸籍住民基本台帳費は、272万4,000円の減額、5,472万8,000円を計上。

90ページをお開き下さい。

項4. 選挙費は、849万円の増額、2,068万円を計上。

92ページをお開き下さい。

項5. 統計調査費は、1,019万3,000円の減額、929万5,000円を計上。

項6. 監査委員費は、20万円の増額、524万1,000円を計上しました。

94ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、前年度より、1億3,828万9,000円の増額、28億1,718万3,000円を計上し、構成比は、30.1%となりました。

項1. 社会福祉費は、1億372万5,000円の増額、16億4,680万4,000円を計上。

106ページをお開き下さい。

項2. 児童福祉費は、3,456万4,000円の増額、11億7,037万8,000円を計上しました。

110ページをお開き下さい。

項3. 災害救助費は、存目のみ、1,000円を計上しました。

112ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、前年度より、2,448万9,000円の増額、6億5,439万1,000円を計上し、構成比は、7.0%となりました。

項1. 保健衛生費は、2,225万5,000円の増額、2億5,942万2,000円を計上。

120ページをお開き下さい。

項2. 清掃費は、303万7,000円の増額、3億8,885万7,000円を計上。

124ページをお開き下さい。

項3. 上水道費は、80万3,000円の減額、611万2,000円を計上しました。

126ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、前年度より、1,925万7,000円の減額、1,848万9,000円を計上し、構成比は、0.2%となりました。

128ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、前年度より、1,365万9,000円の増額、2億4,803万3,000円を計上し、構成比は、2.6%となりました。

項1. 農業費は、241万5,000円の減額、2億765万9,000円を計上。

136ページをお開き下さい。

項2. 林業費は、前年度と同額の、4,000円を計上。

項3. 水産業費は、1,607万4,000円の増額、4,037万円を計上しました。

140ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、前年度より、367万5,000円の増額、9,059万円を計上し、構成比は、1.0%となりました。

144ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、前年度より、9億2,583万4,000円の増額、17億2,328万5,000円を計上し、構成比は、18.4%となりました。

項1. 土木管理費は、7億4,385万1,000円の増額、10億8,142万3,000円を計上。

項2. 道路橋梁費は、7,801万2,000円の増額、2億8,866万9,000円を計上。

146ページをお開き下さい。

項3. 河川費は、718万8,000円の増額、1億7,566万4,000円を計上。

148ページをお開き下さい。

項4. 港湾費は、7,293万6,000円の増額、1億469万3,000円を計上。

項5. 住宅費は、857万円の増額、3,654万9,000円を計上。

150ページをお開き下さい。

項6. 都市計画費は、1,527万7,000円の増額、3,628万7,000円を計上しました。

154ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、前年度より、1億2,614万5,000円の増額、4億6,797万円を計上し、構成比は、5.0%となりました。

162ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、前年度より、3億3,115万7,000円の減額、12億1,213万6,000円を計上し、構成比は、12.9%となりました。

項1. 教育総務費は、728万7,000円の増額、2億1,607万6,000円を計上。

164ページをお開き下さい。

項2. 小学校費は、3億1,383万9,000円の増額、5億4,338万9,000円を計上。

168ページをお開き下さい。

項3. 中学校費は、5億9,590万2,000円の減額、4,607万1,000円を計上。

170ページをお開き下さい。

項4. 幼稚園費は、3,698万円を減額、1億1,524万2,000円を計上。

172ページをお開き下さい。

項5. 社会教育費は、102万3,000円の減額、1億4,428万2,000円を計上。

178ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費は、1,837万8,000円を減額、1億4,707万6,000円を計上しました。

184ページをお開き下さい。

款11. 災害復旧費は、存目のみ、3,000円の計上でございます。

186ページをお開き下さい。

款12. 公債費は、前年度より、935万2,000円を減額、9億3,865万3,000円を計上し、構成比は、10.0%となりました。

188ページをお開き下さい。

款14. 予備費は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

なお、その後のページに資料といたしまして、給与費の明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書、債務負担行為に係る調書を掲載いたしております。

地方債現在高の見込みに関する調書について、少し説明を申し上げます。

197ページをお開き下さい。

最下段、一番下の合計欄で申しますと、前々年度、すなわち平成26年度末の現在高は、108億609万8,000円、それに前年度、平成27年度末の見込み額が、114億8,316万4,000円でございます。

それに当該年度、平成28年度の欄で、その起債見込み額が、21億4,250万円と、元金の償還見込み額が、8億4,549万9,000円で、28年度末の現在高は、127億8,016万5,000円と見込んでおります。

以上、簡単な説明でございますが、平成28年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ、93億7,000万円を計上いたしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第16、議案第16号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険予算について、議案第17号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてを、議題といたします。

提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

失礼致します。

議案第16号、議案第17号、両議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第16号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。

予算書201ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,000万円にしようとするものでございます。

前年度に比べ、1億5,350万円、4.62%の減でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算のうち、保険給付費における予算の流用について定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

210ページをお願いします。

款1. 国民健康保険税は、前年度より2,531万円減の5億1,694万5,000円の計上でございます。

項1. 一般被保険者国民健康保険税は、1,478万円減の4億9,772万円、項2. 退職被保険者等国民健康保険税は、1,053万円減の1,922万5,000円でございます。

款2. 国庫支出金は、前年度より2,989万6,000円減の5億7,566万2,000円の計上でございます。

項1. 国庫負担金は、1,959万8,000円減の4億2,297万8,000円で、内訳は、目1. 療養給付費等負担金、4億1,000円、目2. 高額医療費共同事業負担金1,757万7,000円、目3. 特定健康診査等負担金、540万円でございます。

項2. 国庫補助金は、1,029万8,000円減の1億5,268万4,000円で、内訳は、目1. 普通調整交付金、1億4,500万円、目2. 特別調整交付金、768万4,000円でございます。

款3. 項1. 療養給付費等交付金は、前年度より4,500万円減の7,000万1,000円の計上でございます。

款4. 項1. 前期高齢者交付金は、前年度と同額の9億3,700万円の計上でございます。

212ページをお願いします。

款5. 県支出金は、前年度より1,040万2,000円増の1億2,297万7,000円の計上でございます。

項1. 県負担金は、2,297万7,000円で、内訳は、目1. 高額医療費共同事業負

担金、1,757万7,000円、目2. 特定健康診査等負担金、540万円でございます。

項2. 県補助金は、財政調整交付金、1億円でございます。

款6. 項1. 共同事業交付金は、前年度より1億2,126万8,000円減の7億98万2,000円の計上でございます。

内訳は、目1. 高額医療費共同事業交付金、3,515万5,000円、目2. 保険財政共同安定化事業交付金、6億6,582万7,000円でございます。

款7. 財産収入は、前年度と同額の20万円の計上でございます。

款8. 繰入金は、前年度より5,604万2,000円増の2億3,636万4,000円の計上でございます。

項1. 他会計繰入金は、5,604万2,000円増の2億1,636万4,000円で、内訳は、目1. 一般会計繰入金、1億4,277万8,000円、目2. 職員給与費等繰入金、4,318万6,000円、目3. 出産育児一時金等繰入金、840万円、目4. 財政安定化事業繰入金、2,200万円でございます。

項2. 基金繰入金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

款9. 項1. 繰越金は、存目1,000円の計上でございます。

款10. 諸収入は、前年度より153万円増の986万8,000円の計上でございます。

内訳は、項1. 延滞金、加算金及び過料、300万円、項2. 保険税督促手数料、2万円、項3. 預金利子、5万円、項5. 雑入、679万8,000円でございます。

214ページをお願いします。

以上により、歳入は31億7,000万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

216ページをお願いします。

款1. 総務費は、前年度より296万8,000円減の4,318万6,000円の計上でございます。

項1. 総務管理費は、3,093万8,000円で、内訳は、目1. 一般管理費、2,749万3,000円、目2. 国民健康保険団体連合会負担金344万5,000円でございます。

項2. 徴税費は、1,141万1,000円、項3. 運営協議会費は63万7,000円。

218ページをお願いします。

項4. 趣旨普及費は、20万円でございます。

款2. 保険給付費は、前年度より710万円減の18億9,151万1,000円の計上でございます。

項1. 一般被保険者療養諸費は、15億8,200万2,000円で、このうち、目1. 一般被保険者療養給付費は、15億6,000万円、目3. 一般被保険者療養費は、2,200万円、目4. 一般被保険者移送費及び目6. 一般被保険者保険外併用療養費は、いずれも存目1,000円、の計上でございます。

項2. 退職被保険者療養諸費は、6,200万2,000円で、このうち、目1. 退職被保険者療養給付費は、6,000万円、目4. 退職被保険者療養費は、200万円。

220ページをお願いします。

目5. 退職被保険者移送費及び目8. 退職被保険者保険外併用療養費は、いずれも存目1,000円の計上でございます。

項3. 審査支払手数料は、550万円、項4. 一般被保険者高額療養費は、2億2,200万円、項5. 退職被保険者等高額療養費は、650万円、222ページをお願いします。

項6. 出産育児諸費は、1,260万7,000円、項7. 葬祭諸費は、90万円でございます。

款3. 項1. 後期高齢者支援金等は、前年度より280万円減の3億503万円の計上でございます。

款4. 項1. 前期高齢者納付金等は、前年度と同額の26万円の計上でございます。

款5. 項1. 老人保健拠出金は、前年度と同額12万円の計上で、老人保健の精算分にかかるものでございます。

224ページをお願いします。

款6. 項1. 介護納付金は、前年度より500万円減の1億1,700万円の計上でございます。

款7. 項1. 共同事業拠出金は、前年度より1億2,046万9,000円減の7億3,614万6,000円の計上でございます。

このうち、目1. 高額医療費共同事業拠出金は、7,030万9,000円、目2. 保険財政共同安定化事業拠出金は、6億6,582万7,000円、目3. その他の共同事業拠出金は、1万円でございます。

款8. 保健事業費は、前年度より661万5,000円減の3,788万2,000円の計上でございます。

項1. 特定健康診査等事業費は、2,769万8,000円、226ページをお願いします。

項2. 保健事業費は、1,018万4,000円でございます。

款9. 項1. 基金積立金は、前年度と同額の20万円の計上でございます。

款10. 項1. 公債費は、存目1,000円の計上でございます。

款11. 諸支出金は、前年度より147万円増の1,866万3,000円の計上でございます。

項1. 償還金及び還付加算金370万1,000円、228ページをお願いします。

項2. 繰出金1,496万2,000円でございます。

款12. 項1. 前年度繰上充用金は、存目1,000円の計上でございます。

款13. 項1. 予備費は、前年度より1,000万円減の2,000万円の計上でございます。

以上により、歳出合計31億7,000万円を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億7,000万円とするものでございます。

続きまして、議案第17号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についての提案説明を申し上げます。

予算書235ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,690万円にしようとするものでございます。

前年度に比べ、100万円、3.86%の増でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円に定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算 事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

予算書242ページをお願いします。

款1. 診療収入、項1. 外来収入は、前年度より47万円減の1,182万円の計上でございます。

内訳は、目1. 国民健康保険診療収入300万円、目2. 社会保険診療収入34万円、目4. 一部負担金138万円、目5. その他の収入100万円、目6. 後期高齢者医療診療報酬収入610万円でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、前年度と同額の2万円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 他会計繰入金は、前年度より147万円増の1,496万2,000円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。

款4. 繰越金、項1. 繰越金、並びに款5. 諸収入、項1. 預金利子はいずれも、存目1,000円の計上でございます。

款7. 県支出金、項1. 県補助金は、目2. 設備整備費補助金9万6,000円の計上でございます。

以上により、歳入合計を2,690万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

244ページをお願いします。

款1. 総務費、項1. 施設管理費は、前年度より150万円増の1,986万1,000円の計上でございます。

款2. 医業費、項1. 医療諸費は、前年度より50万円減の693万8,000円の計上でございます。

246ページをお願いします。



内訳は、目1. 医療用機械器具費73万8,000円、目2. 医薬材料費620万円でございます。

款3. 項1. 公債費は、存目1,000円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費は、10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計2,690万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,690万円とするものでございます。

以上、議案第16号、議案第17号両議案を一括して、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は、午後1時ちょうどに再開したいと思います。

よろしくお願い致します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続き、午後の会議を再開いたします。

日程第17、議案第18号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第18号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道予算について、提案説明を申し上げます。

予算書253ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億9,910万9,000円とするものでございます。

前年度に比べ3,483万5,000円、3.6パーセントの増でございます。

第2条は債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

256ページをお開きください。

第2表債務負担行為に、平成28年度の債務負担行為を記載しており、限度額は3,734万円としております。

再度253ページをご覧ください。

第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

257ページをお開きください。

第3表地方債に、平成28年度に起こす地方債を記載しており、限度額は4億8,900万円としております。

253ページにお戻りください。

第4条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を、4億円と定めるものでございます。

また、第5条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

262ページをお開きください。

まず歳入予算について説明を申し上げます。

款1. 分担金及び負担金は、前年度と同額の、83万円を計上しております。

款2. 使用料及び手数料は、前年度より1,910万8,000円減額の、2億6,480万2,000円を計上しております。

款3. 国庫支出金は、前年度より3,019万5,000円増額の、4,049万5,000円を計上しております。

款4. 県支出金は、前年度と同額の、152万1,000円を計上しております。

款5. 繰入金は、前年度より3,584万3,000円減額の、2億245万3,000円を計上しております。

款6. 繰越金は、存目のみ1,000円を計上しております。

款7. 諸収入は、前年度より100万9,000円減額の、7,000円を計上しております。

款8. 町債は、前年度より6,060万円増額の4億8,900万円を計上しております。

以上により、歳入合計を9億9,910万9,000円とするものでございます。

次に、歳出予算について、説明を申し上げます。

264ページをお開きください。

款1. 総務費は、前年度より1,493万7,000円減額の、1億8,856万6,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 総務管理費で60万円、項2業務管理費で1億8,796万6,000円を計上するもので、これは主に、中讃流域下水道維持管理負担金などの維持

管理的経費でございます。

266ページをお開きください。

款2. 下水道費は、前年度より6,323万1,000円増額の、1億4,190万2,000円を計上しております。

これは主に、下水道整備事業費でございます。

268ページをお開きください。

款3. 公債費は、前年度より1,345万9,000円減額の、6億6,864万1,000円を計上しております。

その内訳は、目1. 長期債償還元金で5億4,682万1,000円、目2. 利子で1億2,182万円でございます。

以上により、歳出合計9億9,910万9,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億9,910万9,000円とするものでございます。

なお、270ページから273ページに給与費明細書、275ページに地方債現在高の見込みに関する調書、276ページから277ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支払額又は支払額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、記載しております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、議案第18号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第18、議案第19号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてを議題と致します

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

議案第19号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業予算について、提案説明を申し上げます。

予算書279ページより、ご説明をさせていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,375万6,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について、規定するものです。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明を申し上げます。

288ページをお開きください。

款1. 介護保険料は、前年度より1,440万円の増額で、4億7,020万円を計上しております。

款2. 使用料及び手数料は、前年度より1万円減額で、3万1,000円を計上しております。

款3. 国庫支出金は、前年度より533万2,000円の増額で、4億8,452万円を計上しております。

その内訳は、項1. 国庫負担金で、3億6,209万3,000円を、項2. 国庫補助金で、1億2,242万7,000円を計上しております。

款4. 支払基金交付金は、前年度より651万1,000円の増額で、5億8,214万2,000円を計上しております。

款5. 県支出金は、前年度より478万2,000円の増額で、3億1,676万9,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 県費負担金で、3億726万円を、項2. 県費補助金で、950万9,000円を計上しております。

款6. 財産収入は、前年度と同額の10万1,000円を計上しております。

290ページをお開きください。

款7. 寄附金は、前年度と同額の存目1,000円を計上しております。

款8. 繰入金は、前年度より2,350万4,000円の減額で、3億2,620万円を計上しております。

その内訳は、項1. 一般会計繰入金で、2億7,856万5,000円を、項2. 基金繰入金で、4,763万5,000円を計上しております。

款9. 繰越金は、前年度と同額の存目1,000円を計上しております。

款10. 諸収入は、前年度より10万3,000円の増額で、379万1,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 延滞金、加算金及び過料で3,000円を、項2. 預金利子で、2万円を、項3. 雑入で、376万8,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

294ページをお開きください。

款1. 総務費は、前年度より341万2,000円の減額で、5,817万6,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 総務管理費で、2,986万1,000円を、項2. 徴収費で、376万5,000円を、項3. 介護認定審査会費で、2,379万1,000円を、296ページをお開きください。

項4. 趣旨普及費で、71万円を、項6. 地域密着型サービス運営委員会費で、4万9,000円を計上しております。

款2. 保険給付費は、前年度より2,300万4,000円の増額で、20億5,954万5,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 介護サービス等諸費で、18億23万8,000円を、300ページをお開きください。

項2. 介護予防サービス等諸費で、1億2,780万1,000円を、302ページをお開きください。

項3. その他諸費で、245万円を、304ページをお開きください。

項4. 高額介護サービス等費で、4,238万6,000円を、

項5. 高額医療合算介護サービス等費で、620万円を、306ページをお開きください。

項6. 市町村特別給付費で、存目1,000円を、項7. 特定入所者介護サービス等費で、8,046万9,000円を計上しております。

款3. 財政安定化基金拠出金は、前年度と同額の存目1,000円を計上しております。

308ページをお開きください。

款4. 保健福祉事業費は、前年度より74万4,000円の増額で、893万4,000円を計上しております。

款5. 地域支援事業費は、前年度より502万9,000円の増額で、5,577万1,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 介護予防事業費で、1,953万2,000円を、310ページをお開きください。

項2. 包括的支援事業・任意事業費で、3,623万9,000円を計上しております。

款6. 基金積立金は、前年度より1,790万1,000円の減額で、12万円を計上しております。

款7. 公債費は、前年度と同額の3,000円を計上しております。

款8. 諸支出金は、前年度より15万円の増額で、70万6,000円の計上をしております。

その内訳は、項1. 償還金及び還付加算金で、70万4,000円を、312ページをお開きください。

項2. 延滞金、及び項3. 繰出金で、存目1,000円を計上しております。

款9. 予備費は、前年度と同額の50万円を計上しております。

以上によりまして、平成28年度特別会計介護保険事業予算の総額歳入歳出21億8,375万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第19号の提案説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第19、議案第20号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についてを議題と致します

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

議案第20号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての、提案説明を申し上げます。

予算書319ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,790万円とするもので、前年度に比べ、170万円、0.52%の減でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算 事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

326ページをお願いします。

款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は、前年度より60万円減の2億5,020万円の計上でございます。

内訳は、目1. 特別徴収保険料1億6,530万円、目2. 普通徴収保険料8,490万円でございます。

款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料、目1. 督促手数料は、前年度より1万円増の2万円の計上でございます。

款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は、前年度より90万9,000円減の7,662万8,000円の計上でございます。

内訳は、目1. 事務費繰入金1,628万9,000円、目2. 保険基盤安定繰入金6,033万9,000円でございます。

款4. 諸収入は、前年度より20万1,000円減の105万1,000円の計上でございます。

内訳は、項1. 延滞金、加算金及び過料2,000円、項2. 償還金及び還付加算金95万円、項3. 預金利子存目1,000円、項5. 雑入9万8,000円の計上でございます。

款6. 項1. 繰越金は、存目1,000円の計上でございます。

以上により、歳入合計を3億2,790万円とするものでございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

328ページをお願いします。

款1. 総務費は、前年度より84万2,000円減の336万9,000円の計上でございます。

項1. 総務管理費は、253万5,000円、項2. 徴収費は、前年度と同額の83万4,000円の計上でございます。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より85万8,000円減の3億2,350万1,000円の計上でございます。

款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金は、前年度と同額の95万円の計上でございます。

款4. 項1. 予備費につきましても、前年度と同額の8万円の計上でございます。

以上により、歳出合計3億2,790万円を計上し、歳入歳出予算の総額を3億2,790万円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第20号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第20、議案第21号、平成28年度多度津町水道事業会計予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第21号、平成28年度多度津町水道事業会計予算について、提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は、消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量と致しまして、(1) 月平均給水栓数は、1万656栓で、前年度に対しまして144栓増となる予定でございます。

(2) 年間総配水量は、331万1,000 $\text{m}^3$ で、前年度に対しまして、2万4,000 $\text{m}^3$ 減となる予定でございます。

年間総配水量減の主な要因と致しまして、大口需要家の使用水量の減少とともに、一般家庭での節水意識の定着による使用水量の減少が予想されるためでございます。

それに伴い、(3) 1日平均配水量は、9,071 $\text{m}^3$ で、前年度に対しまして、66 $\text{m}^3$ 減となる予定でございます。

(4) 主要な建設改良事業の配水設備工事費と致しまして、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事、多度津町水道施設制御設備更新工事等で、2億8,981万5,000円を計上しております。

次に、第3条収益的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款水道事業収益と致しまして、7億7,427万4,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして、0.03%、28万4,000円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項営業収益は、6億9,623万9,000円を計上し、前年度に対しまして、94万2,000円の減額となる予定でございます。

これは主に、年間総配水量の減少に伴いまして、水道使用料の減収を見込んでいるためでございます。

第2項営業外収益は、7,803万5,000円を計上し、前年度に対しまして、122万6,000円の増額となる予定でございます。

これは主に、固定資産の減価償却に係る財源の収益化を計上する長期前受金戻入が増額となったためでございます。

次に、支出の部でございます。

第1款水道事業費用と致しまして、7億5,759万7,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして1.5%、1,128万8,000円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項営業費用は、6億9,425万6,000円を計上し、前年度に対しまして、1,018万円の増額となる予定でございます。

これは主に、平瀬浄水場インバーター修繕工事による増額及び臨時職員の雇用に係る賃金の増額によるものでございます。

第2項営業外費用は、5,676万5,000円を計上し、前年度に対しまして、346万7,000円の減額となる予定でございます。

これは主に、企業債支払利息の減額によるものでございます。

第3項特別損失は、457万6,000円を計上し、前年度に対しまして、457万5,000円の増額となる予定でございます。

これは不用品水器の売却に伴う、売却損失分の金額でございます。

第4項予備費は、前年度と同額の200万円を計上しております。

収益的収入及び支出の明細書につきましては、20ページから31ページに記載しております。

次に、第4条資本的収入及び支出でございます。

収入の部、第1款資本的収入と致しまして、2億5,661万9,000円を計上しております。



これは、前年度に対しまして、60.2%、9,643万2,000円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項企業債は、2億5,000万円を計上し、前年度に対しまして、9,500万円の増額となる予定でございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事、多度津町水道施設制御設備更新工事等の建設改良費に充てるためのものでございます。

第2項工事負担金は、586万5,000円を計上し、前年度に対しまして、67万8,000円の増額となる予定でございます。

これは、消火栓新設及び移設工事に充てるためのもので、一般会計からの繰入でございます。

第3項固定資産売却代金は、75万4,000円を計上し、前年度に対しまして、75万4,000円の増額となる予定でございます。

これは、不用量水器の売却代金でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出と致しまして、4億9,810万3,000円を計上しております。

これは、前年度に対しまして、24.7%、9,878万8,000円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項建設改良費は、2億9,318万4,000円を計上し、前年度に対しまして、9,608万1,000円の増額となる予定でございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事、多度津町水道施設制御設備更新工事等の工事費、並びに量水器購入費でございます。

第2項企業債償還金は、2億491万9,000円を計上し、前年度に対しまして、270万7,000円の増額となる予定でございます。

以上の資本的収入及び資本的支出の予算計上によりまして、第4条に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億4,148万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,413万9,000円、当年度損益勘定留保資金1億6,350万9,000円、繰越利益剰余金処分額4,486万3,000円、建設改良積立金1,897万3,000円で補てんする予定でございます。

資本的収入及び支出の明細書につきましては、32ページから33ページに記載しております。

次に、2ページをお開きください。

第5条債務負担行為でございますが、多度津町水道施設制御設備更新工事について、2ヵ年度にわたる契約を締結するため、期間を平成29年度、限度額を1億5,240万円と定め、債務負担行為を設定するものがございます。

第6条企業債でございますが、起債の目的は配水設備工事費等、限度額2億

5,000万円を定めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条一時借入金でございますが、一時的な資金不足を補うために、限度額5,000万円を定めるものでございます。

第8条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合につきまして、(1) 営業費用と営業外費用との間において執行できることを定めるものでございます。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費と致しまして、

(1) 職員給与費は、8,370万3,000円を計上し、前年度に対しまして、469万6,000円の増額となる予定でございます。

また、水道事業管理者の(2) 交際費は、前年度と同額の10万円を計上しております。

給与費明細書につきましては、6ページから10ページに記載しております。

第10条利益剰余金の処分でございますが、第4条の補てん財源として使用するため、繰越利益剰余金のうち、4,486万3,000円を(1) 減債積立金へ積み立てる予定でございます。

第11条たな卸資産購入限度額と致しまして、698万5,000円を計上し、前年度に対しまして、184万7,000円の増額となる予定でございます。

これは、営業費用の各目の材料費と材料売却原価の合計額に消費税を算入したものでございます。

次に、5ページをお開きください。

平成28年度多度津町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり資金期末残高は、5億7,083万9,000円の予定でございます。

次に、12ページをお開きください。

平成28年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、収益的収入及び支出の予算計上によりまして、1. 営業収益は、6億4,501万2,000円、2. 営業費用は、6億6,752万9,000円ですので、営業損失は、2,251万7,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は、7,716万6,000円、4. 営業外費用は、4,620万3,000円ですので、経常利益は、844万6,000円の予定でございます。

5. 特別損失は、457万6,000円、6. 予備費は、185万1,000円ですので、当年度純利益は、201万9,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は、4億7,668万1,000円の予定ですので、当年度未処分利益剰余金は、4億7,870万円の予定でございます。

次に、13ページをご覧ください。

平成28年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部1. 固定資産合計は、75億5,705万5,000円、2. 流動資産合計は、6億9,416万3,000円ですので、資産合計は、82億5,121万8,000円の予定でございます。次に負債の部3. 固定負債合計は、32億3,205万3,000円、14ページをお開きください。

4. 流動負債合計は、3億4,874万2,000円、5. 繰延収益合計は、16億9,727万3,000円ですので、負債合計は、52億7,806万8,000円の予定でございます。

資本の部6. 資本金合計は、24億2,375万4,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は、2,069万6,000円、利益剰余金合計は、5億2,870万円ですので、剰余金合計は、5億4,939万6,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は、29億7,315万円、負債・資本合計は、82億5,121万8,000円の予定でございます。

以上、誠に簡単でございますが、議案第21号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第21、議案第22号、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第22号、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

今回の変更は、香川県広域水道事業体設立準備協議会に、坂出市及び善通寺市が加入することに伴い、次のとおり規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6のその例によることとされた第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

アンダーラインの箇所が今回変更しようとする部分でございます。

右側が変更前、左側が変更後でございます。

第3条中「丸亀市」の次に「、坂出市、善通寺市」を加え、第6条第3号中「13名」を「15名」に改めるものでございます。

1ページにお戻り下さい。

附則として、この規約は、平成28年4月1日から施行するものでございます。  
以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第22号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がされました議案で、議案第1号から議案第21号までの21議案を総務教育常任委員会に、議案第22号の1議案を建設産業民生常任委員会に、会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、22議案を会期中の総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了を致しました。

これにて散会を致します。

長時間、ありがとうございました。

散会 午後2時36分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 3 月 4 日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記